

令和7年度 第2回
笠間市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和8年2月19日開催

令和7年度 第2回笠間市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年2月19日(木)
午前10時から
場 所 笠間市役所2階2-6・2-7会議室

出席委員

小室 和子	駒林 康子	瀧本 政衛	石本 祐子
湊 隆夫	島川 清	市川 定子	鷹松 丈人
大久保 きよ子			

説明者側出席者

保 險 年 金 課	課長 山口 浩之、課長補佐 中庭 裕美子
	国保G長 大貫 徹、国保税G長 長谷川 修
健 康 医 療 政 策 課	課長 小松崎 守、課長補佐 青木 美穂子
	健康づくり推進G長 木村 君枝
市立病院経営管理課	課長 斎藤 直樹、主査 石塚 貴則

笠間市国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 報告事項
第1号 笠間市国民健康保険保健事業総合計画個別評価の報告について
5. 協議事項
第1号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算(案)について
第2号 笠間市国民健康保険税率の設定(子ども・子育て支援納付金分)について(案)
第3号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算(案)について
6. 閉 会

【司会】

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中 ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから「令和7年度第2回笠間市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

本日の運営協議会につきましては、笠間市情報公開条例第22条により、会議を公開することになっております。同条、同条例施行規則第13条会議の公開の実施に基づき、傍聴者の定員を5名、傍聴受付を午前9時40分から9時55分まで先着順で受付を行いました。傍聴申込みがなかったことをご報告いたします。

なお、本日の次第の5 協議事項の1及び3号の予算案は、令和8年第1回定例会議案として提出予定であります。

また、本日が市議会への内示会となっておりますので、協議事項の第1号及び第3号は内示会で報告いたしますが、市議会への報告前となります。笠間市情報公開条例第22条第3項に該当することから、非公開となっております。

【司会】

それでは、次第2 委嘱状交付に移らせていただきます。昨年12月の民生委員児童委員の改選により、公益代表の柳原 優子委員から当協議会への辞職願が提出されました。そのため、その残任期間における後任の委員の推薦を民生委員児童委員連合会に求めましたところ、大久保 きよ子委員の推薦をいただきました。本来は、山口市長より委嘱状を交付させていただくのですが、本日は予算の内示会と重なっており、欠席ですので、保険年金課山口課長より委嘱状を交付させていただきますので、大久保委員、前まで、お進み願います。

【保険年金課】

委嘱期間は、前任者の残任期間 令和9年4月22日までとなりますので、よろしく願いいたします。

【司会】

それでは、次第3 挨拶。市川会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお願いたします。

【会長】

はい。本日は、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会長の市川でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。着座にて失礼します。

平素より本制度の健全な運営に向けて、多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。現在、行われているオリンピックでは、連日多くの選手が困難に挑みながら、それぞれの持ち場で力を発揮し、粘り強く競技に向かう姿を見せてくれています。その姿は、私たちが国保制度を支え、よりよい形と整っていくために必要な姿勢とも重なるものではないかと感じております。一方で、先の選挙では国民の負担軽減のため、社会保険料の課題が注視される場面が多々見られました。社会保障を巡る環境は厳しい状況が続いております。医療需要の増加や人口構造の変化により国保財政は、以前にも増して慎重な対応が求められています。加えて、国民の皆様が社会保険料の負担に高い関心を寄せていることは、私たちにとっても重く受け止めるべき重要な現実であります。本日の議題の中

には、国民健康保険税率の設定が含まれております。限られた財源の中で、被保険者の皆様への負担をできる限り抑えつつ、必要な医療を安定的に提供するために、慎重な検討と、できる限りの納得感のある説明が不可欠となります。制度の持続可能性を確保しながら、住民の生活を支えるという使命の両立を皆様と共に考えていきたいと存じます。本日の協議におきまして、率直なご意見をいただき、笠間市国保のより良い制度運営に向けて、皆様と十分な審議ができればと考えております。今後とも、笠間市国保の皆様の健康を守る国保制度の発展に向け、引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付しました資料といたしまして、会議次第、報告事項1号、協議事項1号、協議事項第2号、協議事項3号を送付いたしました。今日の配付してある資料といたしまして、協議事項3号、協議会の名簿、会議次第の訂正したものを配布しました。会議次第は、すでに送付しておりますが、協議事項の順番を変更させていただきましたので、すでに送付している次第と差し替えさせていただきます。また、資料の番号変更をお願いいたします。すでに送付している協議事項1号は、新しい書類に差し替えをお願いします。協議事項2号の市立病院の会計予算を、協議事項1号に修正願います。続いて、協議事項3号は、協議事項2号に差し替えをお願いします。順番を変更させていただきました。また、こちらは、公表されていない資料となるため、取り扱いには注意をお願いいたします。これからの会議につきましては、笠間市国民健康保険規則の第4条第4項の規定により、会長が会議の議長となって進めていくこととなります。準備が整いましたら、議事にお進みください。

【議長】

では始めに、会議の成立報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

委員12名に対しまして、本日の出席委員9名、欠席委員3名でございます。よって笠間市国民健康保険規則第4条第5項の規定により、本日の会議が成立することをご報告いたします。

【議長】

ありがとうございました。規則に規定されている委員の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

続きまして、「笠間市国民健康保険規則第6条」に基づく議事録の署名委員ですが、私より指名してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本日、湊 隆夫委員および駒林 康子委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それではただ今から、次第4 報告事項に入ります。第1号笠間市国民健康保険

保健事業総合計画個別評価報告についてを議題といたします。保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

保険年金課大貫と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項第1号「笠間市国民健康保険保健事業総合計画 個別事業評価（令和6年度）」について、ご説明いたします。

本計画は、「笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画」及び「笠間市特定健康診査等第4期実施計画」を一体的に策定したもので、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。本計画で掲げた事業・取り組みについて、笠間市国民健康保険運営協議会へ報告するものとなっておりますので、令和6年度の実施状況及び評価結果についてご報告いたします。

はじめに、1. 第3期データヘルス計画

はじめに、特定健康診査の実施率向上を目的とした事業についてです。対象は40歳から74歳までの被保険者で、集団健診、医療機関健診、人間ドック・脳ドック、かかりつけ医やJAからの健診結果提供、未受診者への勧奨通知や広報活動を実施しております。

令和6年度の実績として、集団健診の受診者数は3,911人、医療機関健診は339人、人間ドック・脳ドックは722人となっております。引き続き受診勧奨及び周知活動を行い、目標達成を目指してまいります。

次に、2ページ目、特定保健指導の実施率向上事業についてですが、令和6年度の実施率は31.6%となっており、目標値を下回る結果となりました。

つづきまして、生活習慣病未治療者に対する医療機関受診勧奨事業についてですが、健診結果により高リスクと判定された未治療者に対し、個別通知や電話・訪問による保健指導を行っております。令和6年度の医療機関受診率は46.9%となっており、引き続き受診につながる支援を行ってまいります。

次に、3ページ、生活習慣病予防の啓発事業についてです。健康講座や運動教室などを実施し、令和6年度は概ね計画どおり実施することができました。一方、健康相談の実施回数については減少しており、今後の課題と認識しております。

糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化予防事業についてです。糖尿病重症化予防事業では、参加者の改善率は85.7%となり、一定の成果が見られております。糖尿病性腎症重症化予防事業についても、引き続き専門職による継続的な支援を実施してまいります。

つづきまして4ページ、若年者の健康づくり事業についてです。19歳から39歳までの市民を対象とした健康診査を実施し、令和6年度の受診者数は424人となっております。

また、その他の保健事業として、人間ドック・脳ドック受験費用の一部助成、ジェネリック医薬品の普及促進、医療機関の適正受診に関する指導についても、引き続き実施してまいります。

続きまして、2. 特定健康診査等第4期実施計画です。

特定健康診査の実施率は40.3%となっており、微増ではありますが、年々向上しております。一方、特定保健指導の実施率は31.6%と伸び悩んでいる状況です。

まとめといたしまして、本計画は、糖尿病等生活習慣病の重症化を予防し、被保険者の健康保持・増進を確保しながら、国民健康保険医療制度を持続可能なものとしていくため、医療費の抑制・適正化を図ることを目標としています。目標値の達

成に向けて事業に取り組んでおりますが、以前として乖離が大きい事業もございます。

特定保健指導については、健診会場にて初回面接を実施し、生活習慣病について説明をさせていただいており、対象者の方と直接会話することで、次回の保健指導につなげやすい工夫をしております。令和8年度から、指導を一部外部委託し、平日、仕事等で忙しい方向けに夕方や土日に指導が受けられる体制を整備していきたいと考えております。

また、保健指導にあたり、今後はKDBシステムの『健康レポート』を活用することで、自身の結果を可視化し、本人に気づきを与え、生活習慣の改善につながる働きかけを行ってまいります。以上が、令和6年度笠間市国民健康保険保健事業総合計画 個別事業評価の報告となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。保険年金課の説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

【鷹松委員】

質問ではなく確認なのですが、説明があった事業内容のところでは一番左側は、策定時の参考値で令和4年度とありますが、この数字は令和4年度の実績値とは違いますか？

【保険年金課】

令和4年度の実績値となります。

【議長】

ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に次第5 協議事項に入ります。

なお、本日の協議事項は笠間市長から当協議会に提出された諮問事項となります。次に第1号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算案についてを議題といたします。市立病院事務局より説明を求めます。

【市立病院】

笠間市立病院事務局経営管理課石塚です。よろしく願いいたします。

協議事項第1号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算案について、ご説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。

予算の内容につきまして、まず入院収益ですが、入院患者数1日平均27人を見込んでおります。この数字に、一人一日あたりの入院収益見込み34,797円と診療日数365日をかけまして、予算額を3億4,292万4千円計上しております。前年度比1,600万5千円の増額となります。増額の要因は、一人一日あたりの入院収益見込み増によるもので、診療報酬にベースアップ評価料が加わっていることや、病床を30床すべて地域包括ケア病床に変更したことなどが影響しております。外来収益につきましては、一日あたり101人を見込んでおり、開院日数241日と一人一日あたりの外来収益見込み1万2,807円をかけまして、3億1,173万5千円となります。

前年度比1,666万4千円の増額となります。増額の要因は、一人あたりの単価増によるもので、令和7年度の推移から若干の増を見込んでおります。一方で、外来患者数を増やす取り組みをしていくことも必要となりますので、自由診療として男性型脱毛症（AGA）や巻き爪の治療を開始したところでありまして、今後も状況を見ながら新たな需要に応じていきたいと思っております。また、令和8年度は皮膚科の診療枠を増やす予定でもありまして、こちらの患者増も期待しているところです。続きまして、その他の医業収益につきましては、2億1,132万5千円となりまして、前年度比1,518万円の増額となります。増額の理由としましては、令和7年度の実績等を考慮して、資料に増減要因を記載させていただきましたが、記載のとおり増額を見込んでおります。

次に第2項 医業外収益でございます。

1目 他会計負担金につきましては、本年度予算額が、3,111万5千円となりまして、前年度比71万3千円の増額となっております。

2目 他会計補助金につきましては、3,942万8千円となり、前年度比107万7千円の増額となります。

3目 患者外給食収益につきましては、内容は主に職員や医師等の給食による収入で、行政等職員にも昼食を開放したことから、36万円増の192万円となります。

4目 長期前受金戻入につきましては、県や国等から繰り入れた補助金の減価償却見合い分の収入となります。こちらは、601万2千円となっております。

5目 その他の医業外収益につきましては、162万3千円で、内容はテレビカード販売、自動販売機設置料、病児保育利用料等となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。支出でございます。

給与費につきましては、6億2,682万9千円となりまして、前年度比2,183万7千円の増額となります。増額の要因は、人事院勧告に準ずる給与改定や昇給によるものです。

続いて材料費につきましては、1億4,405万6千円となりまして、前年度比1,173万5千円の減額となります。こちらは、入札による単価の縮減傾向や発熱外来の減少傾向、薬の後発品の積極採用等による令和7年度実績推移を考慮して減額としております。

続きまして、経費でございます。経費は、1億6,257万5千円となっております。主に、委託料の増額によるもので、給食業務委託が更新となる影響で330万円ほど増額としていることや、令和8年度から新たに、休日夜間診療において小児科のオンライン診療を導入することに伴い、必要な委託料754万円を計上したことが影響しております。

続いて減価償却費につきましては、7,698万円で前年度比255万7千円の減額となっております。

続いて資産減耗費につきましては、科目設定となっております。続いて研究研修費につきましては、123万8千円でございます。

続いて2項 医業外費用1目 支払利息につきましては、178万円で企業債利子の償還でございます。

また、2目 患者外給食材料費は192万円の収入で、先ほどご説明したとおり対象拡大により材料費の方も増額しているものです。

3目 消費税および地方消費税は500万円で、こちらは前年度同額です。

続いて5目 給与費 1,390万8千円は病児保育の看護師および保育士の給与になります。例年、看護師2名で予算化していたものを、採用実績がないことから1名減としていることが減要因となっております。

続いて6目、その他医業外費用、3,566万1千円でございますが、こちらは病児保育運営費や地域医療センターの行政棟分の管理費の経費を計上しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

3項特別損失は、科目設定のみとなっております。予備費の方が300万円です。

続きまして、資本的収入および支出でございます。

1項 企業債は、資産購入を予定していないため、借り入れ予定もありません。

続いて、2項 出資金ですが、2,455万1千円は、企業債元金償還にかかる繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金となります。

続きまして、資本的支出についてでございます。

1項 建設改良費、1目資産購入費は資産購入を予定していないため、0円となっております。

続いて2項、企業債償還金 4,910万1千円は、企業債借り入れに伴う元金の償還金でございます。

以上となります。ご審議ほどよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。市立病院事務局の説明が終わりました。次に質疑に入ります。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

ないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおりと決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、協議事項第1号令和8年度笠間市立病院事業会計予算案については、原案のとおり可決されました。

【議長】

次に、第2号国民健康保険税率の設定（子ども・子育て支援納付金分）について（案）を議題といたします。保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

保険年金課の長谷川です。どうぞよろしく願いいたします。

協議事項 第2号「笠間市国民健康保険税率の設定（子ども・子育て支援納付金分）について（案）」についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1. 子ども・子育て支援金制度 につきましては、国は、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険制度上の保険料とあわせて支援金を拠出する制度を、令和8年度から導入し、令和10年度にかけて構築していくことを決定いたしました。

次に2. 子ども・子育て支援納付金と市町村標準保険料率につきましては、平成

30年度から県が国保財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担っていることから、県は、市町村ごとの「国保事業費納付金（子ども・子育て支援納付金）」を決定するとともに、その財源となる保険税収入を確保するために必要な各市町村の「標準保険税率」を示すこととなっております。市町村は、県が決定した納付金を納付するため、その主な財源となる保険税について、県が示す「標準保険税率」を参考に「保険税率」を定め、賦課・徴収することとなっております。

次に表1をご覧ください。

県が笠間市に提示している「必要な保険料総額」及び「標準保険料率」となっております。必要な保険料総額については、4,293万4,232円、所得割率0.25%、均等割額1,603円、18歳以上均等割額124円、標準的な収納率94.05%となっております。この中で、今回、「18歳以上均等割額」が新たに設定されました。この「18歳以上均等割額」とは、「子ども・子育て支援金制度」におきまして、18歳未満の加入者にかかる均等割額は全額免除となります。この免除された課税額は、18歳以上の加入者に「18歳以上均等割額」として課税されるものになります。

続きまして、3. 保険税率試算につきまして、表2をご覧ください。

この表は、県が示した「標準保険料率」と「標準的収納率」を参考に5つの区分で試算したものになります。表の中段、③を基準とし、所得割率につきましては、①から⑤にかけて所得割率を下げ、均等割額につきましては、所得割率とは逆に、①から⑤にかけて均等割額を上げて、加入者への負担を調整しながら試算したものです。試算の結果、すべての区分で「必要な保険料総額」を賄える「収納見込額」となりました。

次に資料の2ページ目をご覧ください。試算の結果表3をご覧ください。

県が示した「標準保険料率」を適用することで、「必要な保険料総額」が賄える見込みではありますが、「所得割」と「均等割」の割合を、より均一に近づけるため、割合のバランスが近い、②と③において、さらに比較検討をしたものが、表4となります。基準の③と比較し②については、所得割率0.02%の増、均等割額100円の減で試算したのですが、③と同様に「収納見込額」は、ほぼ同額を見込むことが出来ます。また、「所得割率」と「均等割額」のバランスを考慮するとともに、「均等割額」を減額したことで、低所得者の方への負担にも配慮したものとなっております。

続きまして表5をご覧ください。

表3と同様に、②を適用した場合の「必要な保険料総額」を賄えることができる状況を示したものになります。比較検討の結果、「収納見込額」で「必要な保険料総額」を賄うことができ、「所得割」と「均等割」のバランスがいい、②を適用したものが最適であると判断いたしました。

表6をご覧ください。

笠間市の子ども・子育て分の税率、所得割率0.27%、均等割額1,500円、18歳均等割額200円として設定するものです。

最後に、4. 今後のスケジュールにつきましては、本日の国保運営協議会にて諮問・答申をさせていただき、全員協議会へ報告、令和8年6月に、第2回定例議会へ課税限度額等の改正と合わせて、国民健康保険税条例改正（案）を上程予定でございます。そして、7月の本算定賦課より適用となる予定となります。

私からの説明は、以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

【議長】

ありがとうございました。保険年金課の説明が終わりました。次に質疑に入ります。ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。
瀧本委員お願いいたします。

【瀧本委員】

説明を伺ったが、個人的には良く分からない。結論として、ざっくりで結構ですが、分かりやすく言うと②を適用した場合、一人あたりどれくらい上がるんですか？

【保険年金課】

はい、子ども分ということで、今までの医療分・後期分・介護分に追加して子ども分ということで、課税が追加されます。

【瀧本委員】

子ども支援金が支出される代わりにこちらで賄うわけですね？

【保険年金課】

その通りでございます。

【瀧本委員】

ざっくり言うとどれくらい上がるんですか？

【保険年金課】

国の資料によりますと、国保加入者一人あたりの平均額が示されてまして、全国平均でお出ししますと、令和8年度につきましては、一人あたり月250円、年にしますと3千円くらいの課税予想となっております。あくまでも、所得とか人数にもよりますが、平均すると月250円一人あたりということで、試算が出ております。

【瀧本委員】

分かりました。ありがとうございます。

【議長】

他に質問ある方はございますでしょうか。ないようですので質疑を終了し、これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおりと決することにご異議がございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、協議事項第2号国民健康保険税率の設定、子ども・子育て支援納付金分について(案)は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)についてを議題といたします。保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

それでは、協議事項第3号 令和8年度、笠間市国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明させていただきます。まず歳入予算額から説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

1款 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税 予算額は13億6,220万4千円で、前年度比6,546万4千円、4.6%の減となります。被保険者数の減少により、現年課税分及び滞納繰越分が減少したことによるものです。

2目 退職被保険者等国民健康保険税予算額は3千円で、前年度比8千円の減です。滞納繰越分の計上となります。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 督促手数料 90万円で、前年度比6万円の減です。督促件数は9,000件を見込んでいます。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 国民健康保険災害臨時特例補助金 3千円。前年比増減なしでございます。

内容につきましては、東日本大震災により被災された避難者に対する国保税や、医療機関で支払う一部負担金の免除に対する特例補助金となります。対象者は令和8年2月現在、7世帯9名となっております。

4款 県支出金 1項 県補助金・負担金 1目 保険給付費等交付金 52億8,805万2千円で、前年度比2,547万4千円の減です。内訳として、普通交付金51億6,308万4千円、特別交付金1億2,496万8千円となります。減額の主な要因として、医療給付費の減少に伴う普通交付金の減額によるものとなります。特別交付金の内訳ですが、保険者努力支援分、県繰入金、健診負担金等となります。

5款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金 579万6千円。財政調整基金の利子となります。

6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 5億7,091万2千円。前年度比6,955万3千円の増です。増額の主な要因として、保健基盤安定事業費の増となります。続きまして 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 1億2,984万7千円。前年度比5,445万7千円の減でございます。減額の要因としては、保険基盤安定事業費の増額に伴い、基金繰入金が減少するものとなります。

7款 繰越金 1目 繰越金 千円。前年比増減なしです。

8款 諸収入ですが、1項から2項の合計で3,528万2千円となります。前年比、196万円の減となります。減額の主な要因として、第三者納付金の減額となります。以上 歳入の合計が73億9,300万円となり、前年比7,600万円の減額となります。

続きまして、歳出予算額の説明に移らせていただきます。2ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費から4項 趣旨普及費までの合計で、1億6,914万2千円となります。前年比、1,511万4千円の増。増額の主な要因として、人事院勧告による人件費の増、電算委託料の増となります。

2款 保険給付費 1項 療養諸費から5項 葬祭諸費までの合計が、51億8,929万1千円。前年比、2943万1千円の減となります。減額の主な要因として、療養給付費、出産育児一時金の減額が挙げられます。

また、6項 傷病手当金につきましては、請求期間が終了のため令和8年度より排除科目となっております。

3款 国民健康保険事業納付金 1項 医療給付費分から4項 こども・子育て

支援分までの合計で、19億2,793万3千円。前年比、6,029万2千円の減となっております。納付金額については、茨城県から各市町村へ示された金額となっております。8年度から、こども・子育て支援分が新設されましたが、前年比ではおよそ6千万円の減額となっております。こちらの減額の要因といたしまして、県全体として、被保険者数の減が大きな要因となっていると茨城県から説明を受けております。

4款 保健事業費 1項 1目 特定健康診査等事業費 5,701万3千円で、前年度比974万5千円の減。事業費の主な内訳として、特定健康診査等に係る委託料が主なものとなり、受診対象者数が減少しているため、減額となります。

2項 保健事業費 1目 2目 合わせまして3,298万9千円。前年比、593万6千円の増。増額の主な要因としては、前年度まで特定健康診査等事業費に計上していた、健診未受診者勧奨通知委託料を令和8年度より生活習慣病予防対策事業費へ組み替えたため、前年比より増額となっております。

5款 基金積立金 1目 準備金積立金 579万6千円で、前年度比187万円の増です。歳入でもご説明いたしました、基金積立金の利子となります。基金残高ですが、令和8年2月現在、約7億8,325万円となっております。

6款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 610万1千円。保険税還付金および還付加算金となります。増減はありません。2項 公営企業費 300万円。こちら増減はありません。内容についてですが、特別調整交付金交付分のうち、市立病院の平日夜間診療実施分を市立病院へ支出するものとなります。

最後に7款 予備費 173万5千円。こちらは、54万8千円の増額となっております。

以上、あわせまして、歳出の合計が73億9,300万円となり、歳入同様、前年比7,600万円の減となります。

令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算案の説明については以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

【議長】

ありがとうございました。保険年金課の説明が終わりました。次に質疑に入ります。ご質問のある方は、発言の方お願いいたします。

【鷹松委員】

先ほどの協議事項2号子ども子育て支援納付金、これについての歳入と歳出については当初予算には、入っていないということですか？

【保険年金課】

はい。子ども分については、国保税の方ですね。歳入の予算案の一番上のところですよ。国保税の一般被保険税の予算の中に組み込まれてございます。そちらの金額は納付の必要なものを算定しまして、税の予算の中に組み込んでございます。

【鷹松委員】

当初予算にも歳入歳出は入っているという解釈で？

【保険年金課】

納付金の方も、3款. 国民健康保険事業費給付費4項子ども・子育て支援分として 国保の納付金の支出の方に入っております。

【鷹松委員】

6月議会で説明するのでしょうか。

【保険年金課】

6月議会に上程を予定しております。

【鷹松委員】

予算には、当初から入っているのですね？

【保険年金課】

はい、その通りです。

【議長】

他にご質問のある方は発言の方お願いいたします。

【議長】

他にご質問はありますか。ないようですので質疑を終了し、これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおりと決することにご異議がございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、協議事項第3号令和8年度国民健康保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

本日本日予定しておりました議事は終了いたしました。なお、市長からの諮問事項については、原案のとおり承認したことを答申したいと思います。長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。本日のスムーズな議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。

【司会】

市川会長ありがとうございました。委員の皆様方も長時間にわたる審議ありがとうございました。

それでは本日の日程はこれで終了となります。最後にいくつかご連絡させていただきます。

議事録署名委員の湊委員、駒林委員には、会議録ができ次第、内容の確認と署名をいただきに伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

協議事項第1号から3号までは非公開となっておりますので、外部には提供しないよう取り扱いにはご注意ください。

以上をもちまして、で令和7年度第2回笠間市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご協議、どうもありがとうございました。

議 長

会議録署名委員

会議録署名委員